

平成 24 年 10 月 29 日

自治体向けに立法支援のための条例データベースを公開

名古屋大学大学院法学研究科附属法情報研究センター（センター長・松浦好治教授）は、10 月 29 日より全国の自治体に向けて、条例づくり支援のための条例データベースを無償で公開しました。各自治体の例規担当者様宛としてこのデータベースの利用方法の案内を郵送しています。

本条例データベースの特徴は、まず、元々分散している全国の自治体の例規を集められる限り名古屋大学に集めて再整理しており、それらを自治体横断的に検索することができるようにした点が挙げられます。さらに、最も特徴的な機能として、例規比較表を自動的に作成してくれる機能が提供されます。これは条例データベースというよりも、むしろ、条例づくりの支援システムと言うべきものです。例規比較表を作成する作業はベンチマーキングと呼ばれ、多くの自治体で実践されるとともに、最近の自治体法務の文献でも広く紹介されているものです。従来、この比較表作成に多くの労力が必要でしたが、これが一瞬で自動的に作成され、様々な組合せ方に変更して、何度でも行えますので、ベンチマーキング作業の効率化や正確性・網羅性の向上に貢献できると期待されます。

この条例データベースは本センターが進めている情報科学的方法で立法支援環境の構築を目指す eLen(エレン)プロジェクトの一環として開発されたものです。開発に当たっては、スーパーコンピュータを用いた大規模な例規類似度計算の結果も生かされています。現在、このシステムには、潜在的に約 800 自治体の例規が集められており、公開を承諾した自治体から順次利用可能となりますので、より多くの自治体に協力を求めています。この 800 自治体以外の自治体についても対応方法に関する案内を郵送して、協力を求めています。

今後は利用者からのフィードバックを受けて改良を進め、議員立法の支援や広く市民に向けても、本データベースを提供できるように準備を進める予定です。

◆名古屋大学大学院附属法情報研究センター（JaLII: Japan Legal Information Institute）

2008 年 4 月、名古屋大学大学院法学研究科の附属センターとして発足し、法情報の発信・共有のための研究・開発を推進し、グローバル化社会における国際理解への貢献を目指しています。大学院法学研究科の他、大学院情報科学研究科の教員も協力し、学際的な活動を推進しています。これまでに、法務省「法令用語日英標準対訳辞書」の編さん協力（2006 年）、同省・日本法令外国語訳データベースシステム（<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>）の設計・開発（2009 年）も行いました。

JaLII や eLen の詳細は次の URL から：<http://jalii.law.nagoya-u.ac.jp/>